

岡山県知事 様

1 会員情報

企業・団体名		
県外企業のゆかりの状況		
代表者職・氏名		
事業概要（業種等）		
本店又は主たる事業所の所在地		
誓約事項		<input type="checkbox"/> 鳥取県・岡山県共同アンテナショップコワーキングスペース等利用要綱第7条第2項第1号から第4号には該当しません。 ※裏面に要綱抜粋を記載
担当者	部署	
	氏名	
	勤務先住所	
	書類送付先 (マンスリー 会員のみ)	〒
	電話	
E-mail		

2 利用する施設

会員区分	<input type="checkbox"/> ワンデイ会員 <input type="checkbox"/> マンスリー会員	
ロッカー	<input type="checkbox"/> 大（ 個） <input type="checkbox"/> 小（ 個） <input type="checkbox"/> 利用しない	※マンスリー会 員のみ記入
利用期間	令和 年 月 ～ 令和 年 月	

3 利用料金の支払方法

ワンデイ会員	<input type="checkbox"/> 利用時現金払		
マンスリー会員 (まとめて支払可)	方法	<input type="checkbox"/> 納付書	<input type="checkbox"/> 現金払
	対象	<input type="checkbox"/> 1月分 <input type="checkbox"/> 四半期分	<input type="checkbox"/> 半年分 <input type="checkbox"/> 1年分

※社員証（又は名刺）のご提示をお願いします。

(事務局使用欄)

受付日	令和 年 月 日	担当者	
会員番号	岡 -		

(参考)

鳥取県・岡山県共同アンテナショップコワーキングスペース等利用要綱抜粋

第7条 スペース等を利用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 岡山県内に本店又は主たる事業所を有する企業、団体等
- (2) 岡山県にゆかりのある団体、企業等
- (3) その他、知事が認めるもの

2 次の各号のいずれかに該当するものは、スペース等を利用できない。

- (1) 法人等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。以下同じ。）の代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。